

広島県土地造成事業管理規程第一号

広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程

広島県土地造成事業財務規程（令和四年土地造成事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支出事務の受託者の報告） 第四十六条 法第三十三条の二の規定により支出の事務の委託を受けた者は、第四十一条の規定の例により、その支出の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>（入札保証金及び契約保証金） 第一百十条 令第二十一条の十四の規定による入札保証金及び契約保証金の率は、次の各号に定めるとおりとする。 一・二 (略)</p>	<p>（支出事務の受託者の報告） 第四十六条 令第二十一条の十一第一項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、第四十一条の規定の例により、その支出の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>（入札保証金及び契約保証金） 第一百十条 令第二十一条の十五の規定による入札保証金及び契約保証金の率は、次の各号に定めるとおりとする。 一・二 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。